

入札説明書

(佐治発電所(水力発電所)コーポレートP P A売電業務)

(令和8年9月30日付け公告分)

鳥取県企業局経営企画課

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）及び本件売却に係る入札公告（以下「公告」という。）に定めるもののほか、総合評価一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和8年9月30日

2 契約をする者 鳥取県知事 平井伸治

3 担当部局 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271
鳥取県企業局経営企画課
電話番号：0857-26-7445
電子メールアドレス：kigyuu@pref.tottori.lg.jp

4 入札に付する事項

(1) 件名

佐治発電所(水力発電所)（以下「佐治発電所」という。）コーポレートPPA売電業務

(2) 基本協定書、契約書及び仕様等

別添基本協定書、契約書案及び仕様書のとおり。

(3) 契約期間等

ア 契約期間 契約締結日から令和13年3月31日まで

イ 売却期間 令和9年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 対象発電所及び目標売却電力量

名称	最大出力 (kW)	型式	目標売却電力量 (kWh)				合計
			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
佐治発電所	5,000	ダム水路式	12,842,000	17,996,000	17,996,000	17,996,000	66,830,000

売却電力量が目標売却電力量と比較して増減がある場合であっても、全量を購入するものとする。なお、詳細は仕様書による。

(5) 売却期間において、入札者は購入した売却電力量を県内の需要家へ供給する。また、需要家への電力供給に余剰が発生した場合であっても、余剰電力は鳥取県内へ全量供給することを必須とする。なお、入札者が需要バランシンググループを設定する場合、当該グループを通じて県内需要家へ供給するものも認める。

(6) 佐治発電所の売却する電力には、非化石価値等の付加価値を含むものとし、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)」等の非化石価値に関する法令等に改正があった場合には、その取扱いについて本県と入札者の双方で協議するものとする。

5 入札に参加する者に必要な資格

公告の4に記載のとおり。

6 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者は、総合評価一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）及び添付資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり

提出し、総合評価一般競争入札参加資格（以下「参加資格」という。）の有無について審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（１）提出期間

令和８年９月30日（水）から令和８年11月16日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時（正午から午後１時までを除く。）までの間に提出すること。

（２）提出場所

３に同じ

（３）提出方法

申請書等は、持参又は郵送等により提出しなければならない。なお、郵送等の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間内必着とすること。

（４）添付資料

以下の書類を各一通、申請書に添付して提出すること。

ア 電気事業法第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けていることを証する書類

イ 公告の4（１）キ（ア）に該当することを証する発受電月報の写し（電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2条に基づくもの）。なお、入札者が需要バランスリンググループを設定する場合で当該グループ内での供給実績がある場合は、当該月報の他に、その融通した供給実績を証する書面。

ウ 公告の4（１）キ（イ）に該当することを証する書面（県内供給計画書等）。なお、公告の4（１）キ（ア）に該当することを証する発受電月報の写しを提出する場合には不要。

エ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書（付表を含む）、キャッシュフロー計算書がない場合はそれに準ずる資金繰り表等）。申請日直近の事業年度3カ年に関するもの）

（５）その他

申請書等を提出した者に対し、その記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

なお、申請書等の作成及び提出に要する経費は、提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。

7 参加資格の審査結果の通知

資格審査の結果は、6（１）の提出期間内に提出した申請者に対して、参加資格の確認結果通知書を令和８年11月20日（金）までに通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から、総合評価一般競争入札の落札決定の日までとする。

9 参加資格の取消し

参加資格を有する者が、5に規定する資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、その資格を取消す。

10 入札手続等

(1) 入札の参加

7により送付した資格審査の結果通知において、参加資格を有する旨の記載のある者以外の参加は認めない。入札の際に提示を求め、確認を行うので持参すること。

(2) 入札の日時及び場所

- ア 日時 令和8年11月30日(月)午後2時
- イ 場所 鳥取県鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎2階企業局会議室

(3) 入札方法

- ア 入札回数は、再度入札と合わせ、3回までとする。
- イ 入札書(様式第2号)1部及び企画提案書(様式第3号から様式第6号まで)を正副1部ずつ作成し、紙に印刷したものを持参又は郵送等により提出すること。これ以外の方法による入札は認めない。
なお、企画提案書のうち副本1部は、社名、社印その他社名が特定されるような記述は、表紙だけでなく、全ページにわたって一切記載しないこと。
- ウ 代理人が入札する場合は、委任状(様式第7号)を提出しなければならない。併せて、入札書には、入札者の名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印すること。
- エ 入札書封筒に入れ密封し、かつ封筒に入札者の名称又は商号及び「佐治発電所コーポレートP P A売電業務に係る入札書等在中((10)に記載の再度入札する際に、応札意向があるときは、「入札書等」を「2回目入札書」又は「3回目入札書」と読み替えること。)」と記入し、封筒の開口部を封印すること。この場合、企画提案書は、2回目入札書以降の封筒に同封を求めない。
- オ 入札書及び企画提案書(様式第3号「産業振興・地域振興に係る提案」、様式第4号「脱炭素化推進に係る提案」、様式第5号「市場調達以外の電力調達割合(鳥取県企業局からの調達を除く)、及び様式第6号「電力調達計画」)については、小売電気事業者がとりまとめて提出すること。
- カ 企画提案書(様式第8号「P P A条件(予定使用電力量・電気料金変動率)」)については、需要家が直接持参又は郵送により提出すること。この場合、企画提案書は、封筒に入れ密封し、かつ封筒に需要家の名称又は商号及び「佐治発電所コーポレートP P A売電業務に係る企画提案書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。
- キ 郵送等による入札書等の提出方法
 - (ア) 郵送等の場合は、6(3)によるものとし、提出期限内必着とすること。
 - (イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒には「11月30日開札 佐治発電所コーポレートP P A売電業務 入札書在中」と朱書きし、入札書を中封筒に封入したものと及び企画提案書のみを入れ、上記エまたはカと同じく封印等の処理をし、入札施行者(鳥取県企業局経営企画課長)宛の親展とする。
 - (ウ) 入札者は入札書を代理人名で提出するときは、表封筒内に委任状(様式第7号)を同封すること。
 - (エ) 入札者は参加資格の審査結果通知(参加資格を有する旨)の写し1部を表封筒内に同封すること。
 - (オ) 提出先等

- ・提出先 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271
鳥取県企業局経営企画課長 宛

- ・提出期限 令和8年11月27日(金)午後5時まで(必着)

- (4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）は、電力量料金単価（1 kWh当たりの単価、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）抜きの金額）とする。

- （５）入札書は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- （６）入札者が連合し、又は不穏な行動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- （７）入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）に対し、質問書（様式第９号）により説明を求めることができる。入札後において、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

なお、質問は提出期限まで適宜受け付け、５営業日を目途に回答する。また、別添５（入札に関する事前質問回答書）についても参照すること。

ア 質問書

- （ア）提出期限 令和８年11月16日（月）午後５時まで
- （イ）提出方法 電子メール
電子メールアドレス：kigyoun@pref.tottori.lg.jp
- （ウ）提出先 ３に同じ

イ 回答書

- （ア）交付日 令和８年11月20日（金）
- （イ）交付方法 鳥取県のホームページ中の企業局所定の画面に掲載
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/311879.htm>)
- （ウ）その他 質問及び回答書は、仕様書の一部として入札条件とする。よって、質問及び回答書の内容については、全て承知したものとして入札を行う。

（８）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本件は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

（９）開札

ア 開札は、（２）に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

ウ 初度の入札において、応札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

（10）再度入札

開札をした結果、各応札者の入札金額のうち、財務規程第65条の５の規定により例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札の参加者が１名となった場合でも入札を執行する。

また、（３）キにおける郵送等による入札の場合の再度入札書については、入札書と

は別の中封筒に入れて、当該封筒の表書きに、(3)エと同様に名称並びに「2回目入札書在中」又は「3回目入札書在中」と朱書きし、封印等の処理をした上で、(3)キの表封筒に同封する。再度入札書の同封がないときは、再度入札を棄権したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- イ 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札(郵送の場合を除く。)
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の代理をした者のした入札
- オ 記名押印のない入札書による入札
- カ 金額数字の不鮮明な入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ケ 政令、財務規程、会計規則、公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法

公告の10のとおりとする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 その他

- (1) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状(様式第7号)及び7の参加資格の確認結果通知書を持参すること。
- (2) 入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式第10号)を提出すること。
- (3) 企画提案書に記載の内容を確認するために、ヒヤリング等を求めることがある。
- (4) 11(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札後速やかに契約保証金免除申請書(様式第11号)を3の場所に提出すること。
- (5) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (6) 本件入札参加資格申請に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (7) 契約の相手方(以下「買受者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、買受者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- (ア) 暴力団員を役員等(買受者が法人の場合にあつては、その役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。